

令和6年4月からの「労働条件明示」の追加事項に関するQ&Aが
厚生労働省より出されました。

当協会からの要請により、『**従事すべき業務や就労場所に変更がない業種・職種・雇用形態である場合は、「変更の範囲」を明記する必要はない**』とされました。

※下記の「Q&A」の 問1-3 参照

なお、「有期労働契約を更新する場合の基準」は、令和6年4月以降、新たに明示することが必要となりますのでご注意ください。

●リーフレット

[職業紹介事業者の皆様へ \[Ctrl+クリックで閲覧可\]](#) [令和5年6月]

●Q&A

[令和5年 改正職業安定法施行規則 Q&A【令和5年12月時点版】 \[Ctrl+クリックで閲覧可\]](#)